

## 余剰胚凍結保存についての当院の規定

### <凍結の開始時>

- 胚の凍結保存期間は、凍結日から1年間です。尚、当院が保管している保存胚は、ご夫婦共有のものとして当院は保存期間まで責任をもって保管致します。

### <患者様から当院への連絡義務>

※ご自身で保存期間の管理をお願い致します。尚、当院から患者様に対し、連絡義務はありません事を予めご承知おきください。この場合当院は、法的責任を負いかねる事も予めご了承ください。

- ①患者様は保存期間の2か月前から保存期間満了日までに、凍結保存を延長するか、廃棄するかを決め、必ず当院に連絡して下さい。その場合、当院所定の書類に署名、押印して、当院へ提出して下さい。その際、直近2週間以内に取得された婚姻関係が継続されていることを証明する戸籍抄本をご提出下さい。

**保存期間内に連絡がない場合は、保存を延長する意思がなく、胚の所有権を放棄したものとみなし保存期間が満了したら、当院にて当該保存胚の廃棄処理をさせていただきます。**

- ②連絡先（住所や電話番号）に変更があった場合には、速やかに当院に連絡してください。
- ③御夫婦が離婚された場合や配偶者が死亡された場合は、速やかに当院に連絡して下さい。この場合、直ちに廃棄処分となります。
- ④御夫婦の一方が行方不明になった場合も、速やかに当院に連絡してください。行方不明の間は、保存胚は行方不明でない配偶者に帰属します。しかし、この間は、御夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。
- ⑤郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできませんので、予めご承知おきください。（書留をご利用下さい）

### <凍結保存の更新>

- ①更新を希望される場合には、保存期間の2か月前から保存期間満了日までに婚姻関係を継続されている御夫婦が連名で、当院所定の書類に署名、押印の上、当院へ提出して下さい。その際、直近2週間以内に取得された婚姻関係が継続されていることを証明する戸籍抄本もご提出下さい。同時に当院の定める更新料をお支払いください。尚、婚姻関係が継続されていない場合や必要書類のご提出がない場合には更新の申出はできません。又、保存期間満了日までに、入金が確認できない場合にも、特別の事情がない限り廃棄処分とさせていただきます。
- ②胚の保存期間は実施夫婦の婚姻継続期間で、母体の生殖年齢を超えないこととされています。
- ③胚の凍結保存期間中に、合理的な理由に基づいて保存費用の改訂や保存期間の変更があった場合、その後は変更後の保存費用や保存期間が適用されます。

### <凍結保存期間満了日以前での廃棄を希望される場合>

- 凍結保存期間の延長をせずに廃棄を希望される場合は、当院所定の書類に御夫婦で署名、押印して当院へ提出して下さい。尚、この場合、離婚されていても廃棄処分をお受けします。

### <凍結融解胚移植を希望される場合>

- 凍結融解胚移植を希望される場合は、当院所定の書類に御夫婦で署名、押印して当院へ提出して下さい。その際、直近2週間以内に取得された婚姻関係が継続されていることを証明する戸籍抄本もご提出下さい。

<当院の閉院等で胚の凍結保存が継続できなくなる場合>

- ①閉院等で保存胚の管理や凍結融解胚移植を行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、可能な範囲でご希望に応じて他院へ保存胚を移送する手続きを行う等、できる限りの範囲で対応させていただきますが、必ず移送できるとは限らないことを、予めご承知おきください。  
この場合、当院は法的責任を負いかねることも予めご了承ください。
- ②やむを得ない何らかの理由で突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害（天災、火災等）が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合がありますことも予めご承知おきください。この場も上記①同様に当院は法的責任を負いかねることも予めご承知ください。